

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』  
～津波評価方針に関する審査会合（7月21日開催）について～

使用済燃料貯蔵施設は、金属キャスクが浸水に耐えるように設計されていることなどから、津波の敷地への浸水を基本的に防止することが要求されている原子力発電所と、施設の特徴が大きく異なるものとなっています。

このため、さらなる安全性向上の観点から、自主的に浸水に対する検討を実施した結果、施設の基本的安全機能を確保できることが確認できたため、津波評価方針を変更することとし、その妥当性について審査会合において審査を受けました。

その結果、当社からの説明に対して、より詳細な説明や検討を求める意見や指摘がなされたため、引き続き審議していくこととなりました。

【適合性審査のこれまでの動き】

事業許可申請書に関する新規制基準への適合性審査は、原子力規制庁によるヒアリング審査が平成26年1月22日～平成29年7月21日までに計137回、原子力規制委員会による公開での審査会合が、平成28年6月から平成29年7月までに計8回実施されています。



【写真】7月21日 審査会合

施設関係としては「金属キャスクの基本的安全機能」等について、昨年6月までに概ね規制基準の適合性が確認されています。

一方、地震・津波関係については、昨年6月から審査会合で分野（「地質・地質構造」「火山」「地震・地震動」「津波」「地盤安定性」）毎に審査されています。

「地質・地質構造」と「火山」については、昨年12月16日の審査において「概ね妥当」と評価されました。

このため、「地震・地震動」の審査を2月10日、4月28日、6月16日と進めてきており、今回から「津波影響評価」の審査も始まりました。

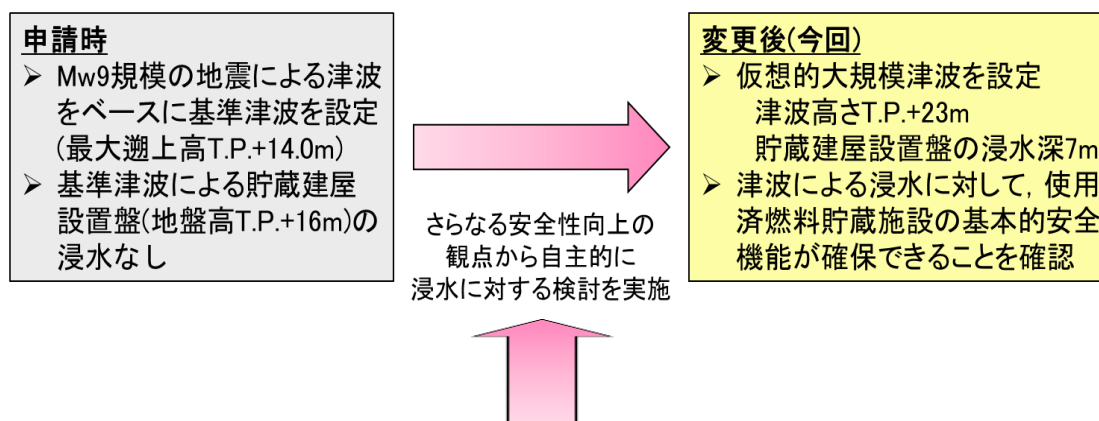
【表】これまでの審査の回数

適合性審査		ヒアリング 審査	審査会合
事業許可	施設関係	99回	1回
	地震・津波関係	38回	7回
計		137回	8回

## 【津波評価方針に関する審査について】

### (1) 津波評価方針の変更について

施設の特性や知見を踏まえた、影響評価や対策検討に変更する。



#### 【変更の要点・変更に至った背景】

- 使用済燃料貯蔵施設では、津波が敷地に到達しないことが必須の要件とされていない。(事業許可基準規則解釈)
- 施設の津波に対する特性
  - 金属キャスクは、浸水に耐えるよう設計されている。
  - 貯蔵建屋は堅牢な鉄筋コンクリート構造で相当の耐性を有する。
- 仮想的な大規模津波で浸水しても、施設の基本的安全機能を確保できる。
- 福島第一原子力発電所のキャスク保管建屋における津波来襲事例と2年後に実施された点検報告書を精査した結果、キャスクの基本的安全機能に問題がなかったことが改めて確認されている。

### (2) 津波評価及び津波防護方針の変更について

- 耐津波設計としての津波防護施設、浸水防止設備等の設置は不要。
- 津波は、基本的安全機能の観点から考慮すべき設計事象には該当しない。
- 耐津波設計としての津波防護施設、浸水防止設備等を設置しないことから、耐津波設計の入力としての基準津波の設定は行わない。

### (3) 審査会合での説明内容に対する評価

主な説明内容に対する評価については、以下の通りとなりました。

項目	主な説明内容	状況
津波評価方針	・自治体の評価をベースに仮想的 大規模津波を設定して施設へ の影響を評価する。	仮想的大規模津波の保守性 について、もう少し説明が 必要。
津波の施設への 影響評価	・仮想的大規模津波に対し、施設 の基本的安全機能が確保でき る。	仮想的大規模津波に対する 施設評価の考え方等につい て、引き続き審議が必要。
耐津波設計方針	・津波防護施設、浸水防止設備等 の設置は不要である。 ・津波は、基本的安全機能の観点 から考慮すべき設計事象に該 当しない。	

以 上